

25 議案第28号関係

おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p><u>(2) 職員の人事評価の状況</u></p> <p><u>(3) 職員の給与の状況</u></p> <p><u>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p><u>(5) 職員の休業に関する状況</u></p> <p><u>(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況</u></p> <p><u>(7) 職員のサービスの状況</u></p> <p><u>(8) 職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>(9) 職員の研修の状況</u></p> <p><u>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p><u>(11) その他町長が必要と認める事項</u></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p><u>(2) 職員の給与の状況</u></p> <p><u>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p><u>(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況</u></p> <p><u>(5) 職員のサービスの状況</u></p> <p><u>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p><u>(8) その他町長が必要と認める事項</u></p>